

令和5年度 笛吹市桃源郷春まつり出店要領

1 主催 一般社団法人 笛吹市観光物産連盟

2 開催日時

令和5年3月31日(金)から4月9日(日)まで

午前9時～午後4時(午後4時以降の販売は各出店者の判断で可能とするが、主催者側は一切の責任を負わない)

※テントの出店は3月31日(金)から4月2日(日)までの3日間出店可能

※キッチンカーは全日出店可能

3 会場 八代ふるさと公園(笛吹市八代町岡2223-1)

4 出店資格、要件

次のいずれかに該当する者

(1) 笛吹市商工会の会員(令和5年1月現在)

(2) その他、主催者が認めた者

※未成年者の出店や、露天商、それに類似する事業者の申込みはできません。

5 募集出店(区画)数

18区画(原則として1会員1区画)

※出店場所の割付については、出店者確定後に抽選を行う。その際、キッチンカーの区画とテントの区画は主催者側で決定する。

抽選で決まった区画の変更は不可

6 出店料

1区画(間口2間×1.5間=約3坪)15,000円

※出店が確定した出店者は、申込説明会の際に出店料を納入することとし、原則納入後の返金は行わない。ただし、春まつりが中止の場合、この限りではない。

※出店料には、テント1張、長机2台、椅子4脚を含む。

※出店料に含まれる備品以外のものについては、全て出店者が用意する。

※テントは主催者が設置したものを使用する。

7 出店申込方法

出店申込説明会に参加し、出店が確定した出店者は笛吹市役所内一般社団法人笛吹市観光物産連盟へ申込書を下記期限までに提出

(1) 申込期日 令和5年3月1日(水) 午後5時

(2) 提出書類 令和5年度笛吹市桃源郷春まつり出店申込書 様式1から3まで

(3) 添付書類 様式1に記載されている本人確認書類等

8 販売方法

(1) 出店者が責任を持ち販売すること

(2) 価格は消費税込みの総額表示とし、各商品に値札を表示すること

(3) 表示関係、量目関係、販売関係など、法令に規定のあるものについては、出店者が十分注意をすること

9 販売禁止品等

- (1) 販売に免許や許可が必要なもの(危険物、医薬品、たばこ等)
※必要な免許や許可を得ている場合は認める場合もある。
- (2) 社会通念上、不相当及び違法なもの(盗品、偽ブランド商品等)
- (3) 不良品(その旨を明記している場合は除く)や賞味期限が切れている飲料・食品等
- (4) 高額な商品と判断されるもの
- (5) 酒類
- (6) 上記以外、主催者が不相当と判断したもの

10 火気の使用

会場内での火気の使用は禁止

※飲食物の調理販売に限り認可するが、各自で消火器(使用期限内)を携行し、必要な措置を行うこと。また、ガスについては紐等で机に固定すること。

11 搬入、搬出

- (1) 搬入 開催日の午前9時まで
- (2) 搬出 開催日の午後4時以降

12 ごみの処理

- (1) 出店者ごとごみ箱を設置し、自店で生じたごみ(食べ残し、容器等を含む)は、持帰ること

13 その他注意事項

- (1) 出店許可証は必ず所持し、主催者から求められた場合は提示すること
- (2) 電気を使用する場合の発電機、出店に必要な備品等の調達及び搬入搬出に係る費用等、貸与品以外のものは、全て出店者が用意し、その費用を負担すること
- (3) 施設の破損、貸与品に損傷等を与えた場合には、現状補償すること
- (4) 午後4時以降の販売は各出店者の判断で可能とするが、主催者側は一切の責任を負わない
- (5) 売買等におけるトラブル、人身事故、物損や盗難等の事故は、全て当事者間で解決することとし、主催者は一切の責任を負わない
- (6) 出店権利の譲渡及び名義貸しは不可

【問合せ先】

笛吹市観光物産連盟 (笛吹市役所観光商工課内) TEL055-261-2829

笛吹市商工会振興課 TEL055-263-7811

出店者は、令和5年度笛吹市桃源郷春まつり実施要項、本要領、ガイドラインを遵守することとし、要項、要領、ガイドラインを守れない、会場の雰囲気乱す、主催者の指示に従わないなど、主催者が不相当と判断した場合は、出店資格を取消すことがあります。

また、新型コロナウイルス感染症の状況により、イベントが中止し、出店できないことがあります。イベントが中止の場合、主催者から出店者へ連絡します。